

第2条 熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第15条の5第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「、3月に支給する場合には100分の50」を削り、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の155」を「100分の170」に、「100分の125」を「100分の135」に、「100分の135」を「100分の150」に、「3箇月以内（基準日が12月1日であるときは、6箇月以内）」を「6箇月以内」に、「区分に応じて、次の表」を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号」に改め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

第15条の5第3項中「100分の50」とあるのは「100分の25」と、「」を削り、「100分の145」を「100分の155」に、「100分の70」を「100分の85」に、「100分の155」を「100分の170」に、「100分の125」を「100分の135」に、「100分の60」を「100分の75」に、「100分の135」を「100分の150」に改める。

第15条の6第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の60（特定幹部職員にあっては、100分の80）、12月に支給する場合には100分の55（特定幹部職員にあっては、100分の75）」を「100分の70（特定幹部職員にあっては、100分の90）」に改め、同項第2号中「100分の30」を「100分の35」に、「100分の40」を「100分の45」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。ただし、第2条及び附則第7項の規定は、同年4月1日から施行する。
(最高号給を超える給料月額の変更等)
- 2 平成15年1月1日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、人事委員会規則で定める。
(施行日前の異動者の号給等の調整)
- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び人事委員会の定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
(職員が受けていた号給等の基礎)
- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例又は熊本県一般職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成13年熊本県条例第64号）附則第3項及び第4項並びにこれらに基づく人事委員会規則の規定に従って定められたものでなければならない。
(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)
- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の熊本県一般職の職員等の給与に関する条例（以下この項において「改正後の条例」という。）第15条の5第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで若しくは第15条の10第1項から第3項まで若しくは第6項又は外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する条例（昭和63年熊本県条例第6号）第4条第1項若しくは公益法人等への熊本県職員等の派遣等に関する条例（平成13年熊本県条例第53号）第4条の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。
 - (1) 平成15年3月1日（期末手当について改正後の条例第15条の5第1項後段又は第15条の10第6項の規定を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における任用の事情を考慮して人事委員会規則で定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料、初任給調整手当及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（管理職手当を除く。次号において「給料等」という。）の額の合計額
 - (2) 継続在職期間について改正後の条例の規定による給料月額（継続在職期間において附則第2項に掲げる給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について人事委員会規則で定める給料月額）、初任給調整手当及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額（給料については、熊本県知事等の給与の特例に関する条例（平成12年熊本県条例第82号）第5条の規定を適用せずに算定した場合